単　位　事　務　名	
# 自動販売機貸付	
根拠及び参考法令	鹿児島県財産に関する条例及び鹿児島県公有財産管理規則の一部改正について（通知）【財管第168号：平成20年1月11日】 県有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る事務処理要領の策定について（通知）【財管第146号：平成20年12月4日】 行政財産の使用許可等に係る面積の計算等について（通知）【財管第148号：平成20年12月4日】 県有施設における自動販売機設置事業者の公募による選定手続について（通知）【財第1-64号：平成26年12月19日】
項目	処理方法
事務処理スケジュール	①自動販売機設置事業者の選定に係る確認リスト作成し学校施設課へ　【別紙１】 ②公募物件の確定（財産活用対策室） ③募集要項の策定（この際，時価評価額調書により最低貸付料設定）【別紙２・３】 ④学校施設課へ公募物件概要報告　【別紙４】 ⑤県ホームページにおいて周知（財産活用対策室） ⑥応募申込書・誓約書・販売品目一覧受付　【別紙５】 ⑦設置事業者の選定及び通知　【別紙６】 ⑧学校施設課へ選定結果報告　【別紙７】 ⑨行政財産貸付申請書の受付及び貸付起案・決裁・通知　【別紙８】 ⑩行政財産の貸付許可を財務会計システムに入力（使用許可等台帳と一件書類を保存） ⑪自動販売機設置（４月１日～） ⑫調定　１０　財産収入 ０１　財産運用収入 ０１　財産貸付収入 ０１　財産貸付収入 【留意事項】 １．業者選定後に行う行政財産の貸付手続については，学校長決裁 ２．自動販売機の設置に係る許可面積等は，平成２１年４月以降，許可又は貸付けを行うものから機器の垂直投影面積ではなく，自動販売機を設置する区画の面積とし，使用済容器の回収ボックスの設置面積を含んだものとする。 実測した数値により算定するが，小数点以下第３位を切り上げ，小数点以下第２位までの数値を使用する。

項　　目	処　　理　　方　　法
	３．最低貸付料については，土地は近隣の地価公示や地価調査等を，建物は県有建物等評価要領を参考に算定（最低貸付料については，募集要項作成時の起案で決裁をうけること） ４．貸付期間は，原則として３年間 ５．募集要項は必要に応じ加除修正の上，策定する。 ６．貸付料は，事務処理要領３（５）に基づき，毎会計年度ごとに徴収するものとし，その納入期限は，県会計規則37条に基づき調定日の翌日から起算して２０日以内とする。 ７．行政財産の貸付を行った場合は，公有財産規則第１７条及び第１９条の規定に基づき，使用許可等台帳を調整（財務会計システムへの入力）し，適正に管理する。